








プールろ過機ろ材取替

件名	プールろ過機ろ材取替					
図面名称	表紙					
図面番号	1 / 2			作成年月日	6 . 4 . 17	
業務隊長	管理科長	営繕班長	科付専門官	給排水係長	工事企画	作成者
						防衛技官 稲葉 峻輔 
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班						

仕様書

- 1 工事件名 プールろ過機ろ材取替
- 2 場 所 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊 大村駐屯地
- 3 概 要 プール横に設置されているろ過機のろ材の取替 1式
機器諸元

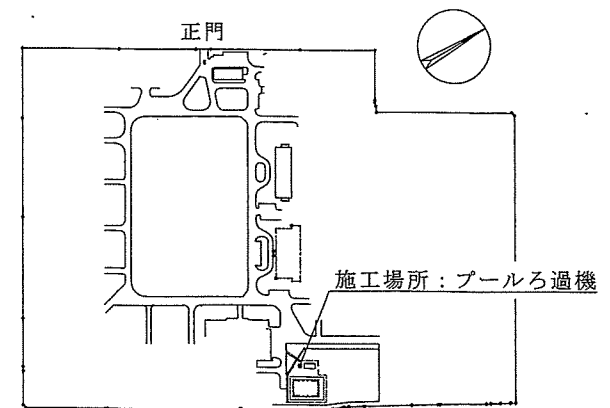
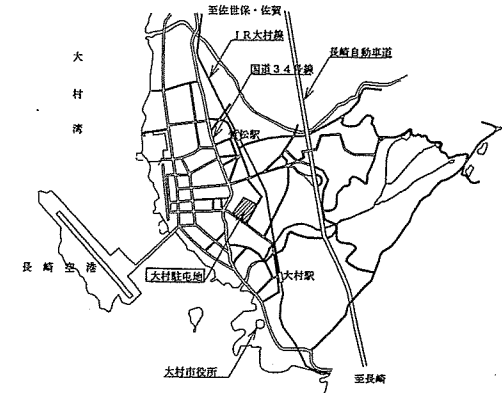
名称	規格及び能力等
ろ過機	(株)川本製作所 KS-506×2s-M5.5PBF ジャンボスイート (押込型)

4 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書及び機器メーカー取扱仕様書により実施するものとする。
- (2) 本作業に使用する材料は、係官の検査を受け合格した物を使用する。
- (3) 本作業以外の施設等には、損傷を与えないよう十分注意して作業するものとする。
万一損傷を与えた場合は、係官の指示に従い請負者の負担において現状復旧するものとする。
- (4) 作業の安全には十分留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずると共に、事あるごとに作業員に注意を喚起し、安全管理を徹底するものとし、万一事故が発生しても官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に記述されていない軽微な作業で、本作業遂行に際し必要とされる作業が生じた場合は、契約金額の範囲内でその都度、係官と協議のうえ実施するものとする。
- (6) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後実施するものとする。
- (7) 本作業の写真は着工前、完成後及び工程毎撮影し、アルバムに整理し係官に1部提出する。
- (8) 本作業で生じた発生材のうち、係官が指示する鉄屑等については、係官が指定する場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側へ引継ぐものとする。その他の発生材は請負者の責任において全て構外へ搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。
- (9) 本作業に使用する工事用電源は、自社の発電機を使用するものとし、部隊側の電気及び水道を使用する場合は、請負業者の負担とする。

5 特記事項

- (1) 本工事に使用する資材等は機器諸元に示すもの又は、その同等以上のものとする。
- (2) ろ材交換時にろ過機内面のケレン及びエポキシ樹脂塗装(2回塗)を行うものとする。
- (3) 作業終了後、作動試験を行うものとする。



件名	プールろ過機ろ材取替				
図面名称	仕様書、駐屯地案内・配置図				
縮尺	図示	作成年月日	6.4./17	図面番号	2/2
大村駐屯地業務隊 管理科當番班					